

「航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日  
令和元年 11 月 29 日一部改正  
令和 2 年 4 月 1 日一部改正  
令和 4 年 8 月 30 日一部改正  
令和 5 年 6 月 9 日一部改正

法 務 省  
警 察 庁  
外 務 省  
厚生労働省  
国土交通省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

(1) 「航空分野特定技能 1 号評価試験」（運用方針 3（1）アの試験区分：運用方針別表 1 a. 試験区分（3（1）ア関係）のとおり）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能 1 号）

（技能水準）

（ア）「航空分野特定技能 1 号評価試験（空港グランドハンドリング）」

当該試験は、社内資格を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下、空港における航空機の誘導・けん引の補佐、貨物・手荷物の仕分けや荷崩れを起こさない貨物の積付け等ができるレベルであることを確認するものであり、この試験の合格者は、運用方針 5（1）アの業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（イ）「航空分野特定技能 1 号評価試験（航空機整備）」

当該試験は、整備の基本技術を有し、国家資格整備士等の指導・監督の下、機体や装備品等の整備業務のうち基礎的な作業（簡単な点検や交換作業等）ができるレベルであることを確認するものであり、この試験の合格者は、運用方針 5（1）アの業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

(評価方法)

(ア) 「航空分野特定技能 1 号評価試験 (空港グランドハンドリング)」

試験言語：日本語

実施主体：公益社団法人日本航空技術協会

実施方法：筆記試験及び実技試験

(イ) 「航空分野特定技能 1 号評価試験 (航空機整備)」

試験言語：日本語

実施主体：公益社団法人日本航空技術協会

実施方法：筆記試験及び実技試験

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験の実施に当たっては、公益法人である日本航空技術協会が公正中立な立場で試験監督員の立会及び巡回、顔写真付きの公的な身分証明書等で本人確認を行う方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。また、試験問題の厳重な管理、試験監督員の配置、当日の本人確認や持ち物検査を併せて実施するなどの措置を適切に講じる。

(2) 「航空分野特定技能 2 号評価試験」又は「航空従事者技能証明」(運用方針 3 (2))

アの試験区分：運用方針別表 2 a. 試験区分 (3 (2) ア関係) のとおり)

ア 技能水準及び評価方法 (特定技能 2 号)

(技能水準)

(ア) 「航空分野特定技能 2 号評価試験 (空港グランドハンドリング)」

当該試験の合格及び空港グランドハンドリングの現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験を要件とする。当該試験は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、空港グランドハンドリングの現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験を確認することで、その者が社内資格を有する指導者やチームリーダーとして現場を管理する能力を有すると認められる。

したがって、これら要件を満たす者は、法第 2 条の 3 第 1 項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針 (以下「基本方針」という。) に定める熟練した技能を有するものと認める。

(イ) 「航空分野特定技能 2 号評価試験 (航空機整備)」又は「航空従事者技能証明」

当該試験の合格又は航空従事者技能証明の取得、及び航空機整備の現場において、専門的な知識・技量を要する作業を実施した 3 年以上の実務経験を要件とする。当該試験及び当該資格は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、専門的な知識・技量を要する作業を実施した 3 年以上の実務経験を確認することで、自らの判断により専門的・技術的な航空機整備業務を実施する能力も有すると認められる。

したがって、これらの要件を満たす者については、基本方針に定める熟練した技能を有するものと認める。

(評価方法)

(ア) 「航空分野特定技能 2 号評価試験（空港グランドハンドリング）」

試験言語：日本語

実施主体：公益社団法人日本航空技術協会

実施方法：学科試験及び実技試験

(イ) 「航空分野特定技能 2 号評価試験（航空機整備）」

試験言語：日本語

実施主体：公益社団法人日本航空技術協会

実施方法：学科試験及び実技試験

(ウ) 「航空従事者技能証明」

試験言語：日本語

実施主体：国土交通省航空局

実施方法：学科試験及び実地試験

**イ 試験の適正な実施を担保する方法**

「航空分野特定技能 2 号評価試験（空港グランドハンドリング）」及び「航空分野特定技能 2 号評価試験（航空機整備）」の実施に当たっては公益法人である日本航空技術協会が、「航空従事者証明」の実施に当たっては国土交通省航空局が、それぞれ公正中立な立場で試験監督員の立会及び巡回、顔写真付きの公的な身分証明書等で本人確認を行う方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。また、試験問題の厳重な管理、試験監督員の配置、当日の本人確認や持ち物検査を併せて実施するなどの措置を適切に講じる。

**(3) 国内試験の対象者**

「航空分野特定技能 1 号評価試験（空港グランドハンドリング）」、「航空分野特定技能 1 号評価試験（航空機整備）」、「航空分野特定技能 2 号評価試験（空港グランドハンドリング）」及び「航空分野特定技能 2 号評価試験（航空機整備）」について、国内で試験を実施する場合、在留資格を有する者に限り、受験資格を認める。

**2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能 1 号）**

**(1) 「国際交流基金日本語基礎テスト」**

**ア 日本語能力水準及び評価方法**

**(日本語能力水準)**

同試験は、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

**(評価方法)**

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テストイング（C B T）方式

**イ 試験の適正な実施を担保する方法**

当該試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

## (2) 「日本語能力試験 (N4以上)」

### ア 日本語能力水準及び評価方法

#### (日本語能力水準)

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要な基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

#### (評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

## (3) 業務上必要な日本語能力水準

上記1(1)の試験に合格した者(下記第3の2(1)において、上記1(1)アの試験を免除するとされた者を含む。)については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

## 第2 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

### 1. 航空分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

国土交通大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 航空分野の特定技能外国人在留者数(定期的に法務省から国土交通省に提供)
- (2) 雇用動向調査に基づく欠員率、職業安定業務統計に基づく有効求人倍率
- (3) 関係業界への調査
- (4) 協議会における特定技能所属機関等からの状況把握等

### 2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 国土交通大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。

また、受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。

- (2) 上記(1)で一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合におい

て、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を講じることを発議する。

### 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

#### 1. 特定技能外国人が従事する業務

航空分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：事務作業、除雪作業等）に付随的に従事することは差し支えない。

##### (1) 1号特定技能外国人

運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)のいずれかの試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務

##### (2) 2号特定技能外国人

運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務

#### 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

(1) 「空港グランドハンドリング職種：航空機地上支援、航空貨物取扱及び客室清掃」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、空港における航空機の誘導・けん引の補佐、貨物・手荷物の仕分けや荷崩れを起こさない貨物の積付け、航空機内の清掃という点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が「地上走行支援業務」、「手荷物・貨物取扱業務」、「航空機内外の清掃整備業務」といった空港グランドハンドリング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。

(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

#### 3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

##### (1) 航空分野特定技能協議会（運用方針5(2)イ及びウ関係）

国土交通省は、航空分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される航空分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る。

また、特定技能所属機関は、以下の事項等について必要な協力を行う。

- ① 特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応

③ 法令遵守の啓発

④ 特定技能所属機関の倒産等の際の1号特定技能外国人に対する転職支援、帰国担保

⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析

**(2) 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対する協力（運用方針5(2)エ関係）**

特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、質問への回答、報告書の提出、聴取への出頭、実地調査の受入れその他必要な協力を行う。

**4. 治安への影響を踏まえて講じる措置**

**(1) 治安上の問題に対する措置**

国土交通省は、航空分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

**(2) 治安上の問題を把握するための取組**

国土交通省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

**(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等**

国土交通省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針及び運用方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。